



第 133号

代田・九条の会News

2019/12/14

編集
代田・九条の会
小澤 清子
伊東 宏

itohiroshi1007@gmail.com

ホームページ : <http://www.daita-9jo.sakuraweb.com/>

臨時国会中の憲法審査会の動き

10月初旬に始まった臨時国会が12月9日に閉幕しました。

安倍首相は冒頭の所信表明演説で、憲法改定を主張し、「憲法審査会で憲法改定に向けての議論を始めよう」と述べました。与党自民・公明党はこれに応え、衆議院憲法審査会の開催を強行しました。会期中の実質的な審査会は3回、11月7日、15日、28日に開かれています。

憲法審査会の議事録は、これら3回の審査会について、欧州4カ国の憲法に関する視察団(9月実施)の報告に基づいた自由討議が行われたと報告しています。第3回目には「教育無償化」の意見や、「改憲案を各党が持ち寄るべきだ」との改憲の原案作成を求める意見が自民党、公明党、維新の会などの改憲勢力から出されたことが新聞などで報道されています。

一方で、憲法審査会にのぞむ自民党の当初のもくろみは、憲法改正に関する国民投票法の改正案を提案し、続いて自民党が2018年にまとめた憲法改定の骨格案を提示することにあつたようでした。しかし、これらは審査会において一歩たりとも進みませんでした。そうなった理由は、第1に「安倍九条改憲反対」に合意している野党勢力が参議院において1/3を超える議席を占めていること、第2は、「桜を見る会」の疑惑の解明に向けて衆参の野党勢力の結束が一段と強まっていること、そして第3は「安倍政権の下での憲法改正」に反対する過半の世論が確固として形成されていることによると考えられます。このような力関係が、憲法審査会での強行採決を避けざるを得ない政治判断を与党自民・公明党にさせたのだと思われます。

国会の閉幕後、安倍首相は「次の通常国会で、憲法改正原案の策定を加速させたい」と述べ、改憲への異常な執念を示しています。このような野望を打ち砕くため、「憲法改憲反対」の声を代田の町から、世田谷に、そして全国に、仲間と共同して拡げて生かしましょう。安倍改憲 NO! 全国 3000 万人署名に取り組んでいきましょう。
(代田2丁目・坂本 功)

11月17日梅丘駅前での署名行動

11月17日(日) 11時から約1時間、梅丘駅南口で3000万人宣伝署名行動を行いました。参加人数が5人で、いつもより少なかったせいか12筆でした。

それでも、署名しながら安倍政権には怒っているという方や、署名しなくても、桜を見る会はひどい、早く安倍には辞めてほしいという方もいました。

引き続き取り組んでいこうと思います。みなさんご参加下さい。
(代田4丁目・萱野 幸子)



～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめてみましょう ～

集会等の紹介

1月12日(日) 午前11時～12時 3000万宣伝署名行動

安倍九条改憲 NO! 憲法を生かす全国統一署名

場所：小田急線・梅丘駅前

1月12日(日) 午後0時半～3時ころ 新年会 会費：2000円

2020年の計画などを語り合う。

DVDの鑑賞をします。

場所：カラオケ“ああ 星董派“(梅丘1-16-4)



ニュース 2020年1月号へのメッセージの募集

代田・九条の会のニュースでは、毎年1月号で、呼びかけ人・事務局メンバーによる年頭に当たってのメッセージを掲載して来ました。2018年から、会員の皆様からのメッセージも掲載したいと思いますので、皆様の声をお寄せください。

日頃考えておられることを100字から150字程度にまとめてお送りください。

送り先：事務局・小澤清子：封筒裏面参照

伊東宏：メールアドレスは表題部分に記載

締切：1月10日(金)

日本国憲法(抜粋)

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。
また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。